

令和3年度第3回宇部市環境審議会議事録

日時：令和3年11月17日(水) 14時30分～16時15分

場所：宇部市文化会館2階 研修ホール

1 議 題

第3次宇部市環境基本計画の素案について

2 報告事項

- (1) 協定値の逸脱について
- (2) 協定値の超過について
- (3) 有害物質（劇物）の漏えいについて
- (4) 4期BPDA製造設備設置に伴う環境汚染の未然防止対策について
- (5) 液化炭酸ガス・ドライアイス製造設備及び貯蔵設備設置に伴う環境汚染の未然防止対策について

3 出席者（順不同、敬称略）

<委員>

市 民：加藤泰生、吉武懿子

学識経験者：奥田昌之、山本浩一、三上真人、福代和宏、松下和夫

企業代表者：毛利勇、高瀬太

民間団体：竹重真由美、木原裕子

<宇部市>

市民環境部：水津次長、黒瀬次長

環境政策課：村岡課長、岡本副課長、山本係長、荒木係長、大村主査、
高尾主査、岡主任

廃棄物対策課：上田課長

環境保全センター施設課：田中課長、植田副課長

4 議事概要

<事務局>

令和3年度第3回宇部市環境審議会を開催します。

本日の委員の出欠状況は、当審議会委員16名中、出席委員は11名です。過半数に達していますので、宇部市環境審議会条例第5条第3項の規定により、本日の会議が成立していることを報告します。

配付資料について確認します。

(資料の確認)

それでは、福代会長にこれからの進行をよろしくお願いいたします。

<会長>

本日の議題は、第三次宇部市環境基本計画の素案についての審議となります。また、市内各企業から、協定値超過や事故、環境汚染の未然防止対策にかかる報告があります。

皆様からの、忌憚のないご意見を聞かせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、環境基本計画の素案についての説明を事務局から行い、その後、質疑・応答に入りたいと考えております。では、説明をお願いします。

<事務局>

資料1に基づき説明

<会長>

事務局におかれては細かく対応していただき、また、委員の方々からも多数意見を伺っております。これは、十年間の計画でございまして、非常によく見てもらったと思っております。

この基本計画の素案に関しまして、このほかご意見、ご質問等あればお願いします。

<委員>

大変わかりやすく、よくまとめていただいていると思います。

ただ1点ですが、53～54ページにかけて、2013年度比で、2030年度温室効果ガス排出削減目標を26%にすると記載されていますが、国の目標は46%になっています。国の目標との整合性について、もう少しきちんと説明をする、あるいは記述することが必要ではないかと思えます。

宇部市の産業特性その他で、46%削減ということが大変難しいことは十分に承知しておりますが、国が掲げている目標の信頼性に関わるものであり、「国は46%削減だけど、宇部市は26%削減にします。」ということは、市民に対するメッセージとしていかなものかと考えるわけです。

従って、もう少し詳しく説明するなり、あるいは環境省なりと調整をしていただいて、この目標値について、市として、きちんと市民に対して説明できるようにしていただきたいと思えます。

<事務局>

国の46%削減というのが報道等で独り歩きをしております。先立って、環境省の中国四国地方事務所とも話をしました。地方にとって46%削減というのが非常に難しいというのは、環境省も理解をした上での野心的な目標としてとらえているところです。

今、言われましたように、まずは説明責任というところで46%でなく26%を定めた理由というのをしっかり書き添えていきたいと思っております。

その上で、46%削減なのに宇部市の基本計画の中で26%を示すということの是非について、環境省とも調整をしてみます。

また、産業特性というのがありますということをおっしゃられましたが、まさにその通りで、宇部市や周南市は産業部門・工業プロセス部門からのCO2排出量が大変大きいです。宇部市の場合は、CO2排出量の75.5%を占めています。ここについて、具体的な施策を設けて削減しますというのは、なかなか難しいというところがございますので、しっかり継続して2030年、もしくは2050年カーボンニュートラルに向けてどうやっていくのかを整理していく必要があると思います。

ただ、ここで46%削減しますとは言いつらいところもございますので、言えないのならばなぜかというところをご説明する形で記載ができればと思っておりますので、ここでの表記の仕方について、ご相談をさせていただきたいと思います。

<委員>

はい、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

<会長>

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

それではまだあるかもしれませんが、それは後ほど事務局宛にご連絡いただくか、本日の会議の時間があつた場合にご質問いただければと思います。もちろん、まだ質問は事務的には受け入れられると思いますので、とりあえず、計画の素案についての審議をここで閉じさせていただきます。

引き続き議事を進めます。次第3の報告事項について全部で5件ございますが、1件目として、宇部マテリアルズ株式会社から資料2に基づき説明をお願いします。

<宇部マテリアルズ株式会社>

資料2に基づき説明

<会長>

ご説明ありがとうございました。

この件につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

<委員>

質問ではありませんが、このような事例があつた時に、例えば協定をある種破つたという形になると、何らかのペナルティみたいなものはあるのですか。

<会長>

事務局からお願いします。

<事務局>

この協定逸脱に対しては、現場を確認して注意を促すことはいたしますが、行政からの何らかのペナルティというものは特にありません。

<委員>

今回は、大仰な逸脱ではないのだろうと思いますが、環境へのダメージの大きな協定逸脱ということがあった場合には、何らかの行政処分的なものはあるのですか。

<会長>

今の質問についてですが、環境面でこのような問題が起きた場合、レベルによって対応が変わってくると思いますが、事務局から何かご説明ありませんでしょうか。

<事務局>

協定値の逸脱、または超過した時には、速やかに現場を確認させていただいております。その後、このような審議会の場を借りて報告をさせていただいた上で市民の方々に公表していくということになっています。

また、宇部市との協定値と法律の基準というのは異なるものであり、先ほどのレベルというのが、おそらく法律の基準を超えたという意味合いだと思いますけれども、その場合は、県がしっかりと監視をしていますので、法律に基づいた指導が入ると思われま

<会長>

協定値の逸脱自体は法律に触れるレベルではないですが、その前段階の注意しておかなければいけない前レベルですので、これをまず守っていただくことでそれ以上の悪い問題が発生するのを防ぐという仕組みになっております。

続きまして、エムシー・ファーティコム株式会社から資料3に基づいて説明をお願いします。

<エムシー・ファーティコム株式会社>

資料3に基づき説明

<会長>

私の方からですが、資料のページ番号の記載漏れや資料の添付漏れなどないよう今後気をつけていただくようお願いいたします。

ご質問等ないようですので、続きまして、チタン工業株式会社から資料4に基づいて説明をお願いします。

<チタン工業株式会社>

資料4に基づき説明

<会長>

私の方から参考までにお聞きしますが、今回アルミン酸ソーダの廃液というか残液の処理の話ですけれども、通常、残液回収して、御社の中でまた処理して、適切に処理するという形がもうすでにとられているわけですね。

<チタン工業株式会社>

はい。

<会長>

今回は、その処理過程に入らずに外に流出したという問題ですね。

皆様の方からほかにご質問等ありますでしょうか。

<委員>

この事例が出た後、廃液の方の測定や分析といった追跡調査をされていますか。目視で影響はなかったとありますけれども、化学的に分析されて、影響はないということを一応確認されたのでしょうか。

<チタン工業株式会社>

まずは、流出物がアルミン酸ソーダであるかどうかというのをこの資料につけておりますが、白濁した海水を採取して、主成分がアルミであるということでしたので、弊社のアルミン酸ソーダが漏えいしたということを確認しております。

それ以降問題ないかどうかというところで言いますと、水酸化アルミ自体が毒物、劇物の非該当であり、量も1.3リットルということでした。おそらく沈殿した水酸化アルミが海底に沈んだと思いますけれども、特にそれが海洋生物に影響するようなものではなく、量的に少なかったということで、化学的に何か問題ないかどうかという確認まではちょっとできておりません。

<委員>

資料のタイトルが有害物劇物と書いてあるので、ちょっと心配になったのですが、ppm程度で、あるいはppb程度で影響があるということであれば、やはりある程度追跡調査をやるべきだろうと思いましたが、いかがでしょうか。

<チタン工業株式会社>

水酸化アルミ自体が有害ではなく、ppmオーダーで何か海洋生物に影響するということはないというふうに判断できますので、今言われたような追跡調査まではやっておりません。

<会長>

この分量では影響はおそらくないだろうということで追跡のところまでやっておられないということですが、対応はしておられるので、本件に関しては、これで大体対応できているというふうに思っております。

今後も、適切な対応等を行っていただきますよう、また水質に関しても常々気をつけていただきますようよろしくお願いします。

以上をもちまして、チタン工業のご報告を終わりとさせていただきます。

では、続きまして、環境汚染の未然防止対策について、当該企業である宇部興産株式会社宇部ケミカル工場から資料5に基づいて説明をお願いします。

<宇部興産株式会社宇部ケミカル工場>

資料5に基づき説明

<会長>

新規の製造設備を設置するに当たりまして、環境汚染をどのように防ぐかという方策をご説明いただきました。

ご意見、ご質問はないようですので、続きまして、日本液炭株式会社宇部工場から資料6に基づいて説明をお願いします。

<日本液炭株式会社宇部工場>

資料6に基づき説明

<会長>

ご説明ありがとうございました。

この未然防止対策について、皆様の方からご質問等ございましたらお願いします。

特にないようでしたら、ここで日本液炭のご説明を終わりにさせていただきます。

これで5件の報告事項を以上で終了いたしました。

事務局から、何かご連絡があればと思いますがいかがでしょうか。

<事務局>

事務局から今後の予定について説明させていただきます。

第三次宇部市環境基本計画につきましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、令和3年12月議会において素案を報告後、12月上旬から約1ヶ月間パブリックコメントを実施します。このパブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえ、令和4年2月に開催予定の第4回宇部市環境審議会において、最終案をお示ししたいと考えております。3月議会で市議会への報告を行ない、最終的に公表するというスケジュールになっております。

今後の予定につきましては以上です。

<会長>

ありがとうございました。

あとは事務局にお返ししたいと思います。

<事務局>

それでは最後にご挨拶とさせていただきます。

本日は委員の皆様、お忙しい中お集まりいただき、また、各企業の皆様も、ご報告やご説明いただきありがとうございました。

引き続き、協定値に沿って、宇部市の環境保全にご協力をいただきたいと思います。

それでは、先ほどの説明がありましたように、環境基本計画については、ご意見もいただきましたので、それを反映していきます。

今後とも、引き続き、ご指導の方よろしく申し上げます。

では、以上をもちまして本日の審議会の議題はすべて終了となります。

皆様お疲れ様でした。